

社会保障審議会年金部会「厚生年金基金制度に関する専門委員会」
の設置について(案)

1. 設置の趣旨

「代行制度」をはじめとする厚生年金基金制度の今後のあり方を検討するため、社会保障審議会年金部会に「厚生年金基金制度に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会の委員は、社会保障審議会年金部会に属する委員から部会長が指名する。
- (2) 専門委員会に委員長を置き、委員長は部会長が指名する。

3. 検討項目

- ① 代行制度の在り方
- ② 持続可能な企業年金の在り方
- ③ いわゆる「代行割れ問題」への対応
- ④ その他

4. 運営

- ・ 専門委員会の議事は原則公開とする。
- ・ 専門委員会は、検討過程において、必要に応じ、関係者の意見聴取を行うことができる。
- ・ 専門委員会の検討の結果については、社会保障審議会年金部会に報告する。

5. その他

上記のほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。